

平成28年広尾町議会予算審査特別委員会 第4号
(新年度予算)

平成28年3月10日(木曜日)

開議 午前10時00分

1、委員長(浜頭) ただいまから、予算審査特別委員会を開会します。

これより審査番号11、議案第38号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号12、議案第39号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号13、議案第40号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号14、議案第41号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員(前崎) 国民健康保険の特別会計の中で、いわゆる国保税滞納に係る部分で国民健康保険証の短期証あるいは資格証の交付、これは過般ずっとやられておりますけれども、26年度からは1か月の短期証は今まで私ども何回か議会で取り上げさせていただいて廃止されておりますけれども、26年度、27年度のそれぞれ短期証の交付状況と資格証の交付状況、それから、直近については2月末とか1月末で結構ですけれども、あわせてこの3か年間の交付状況について、ご説明をいただきたいと思えます。

1、委員長(浜頭) 雄谷住民課長。

1、住民課長(雄谷) 3か年間ということでございますので、26年度の当初ということになりますと、26年度の当初の段階では1か月が16件、3か月が29件、6か月が29件で、資格証が7件。27年度の当初でございますと、1か月はございません、3か月が23件、6か月が17件、資格証が3件。

直近ですと、3月1日に滞納措置審査委員会を開催しております。そこで、1か月はございません、3か月の短期証が24件、6か月の短期証が19件、資格証が1件というような状況になっております。以上です。

1、委員長（浜頭） ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、議案第42号 平成28年度広尾町介護保険特別会計予算についてを審査します。これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

旗手委員。

1、委員（旗手） 今回の予算の中で、総合事業が新たに取組まれることになっておりますが、その関係で質問させていただきたいと思っております。

1つには、昨年から介護報酬が大幅に減額をされまして、事業者にとっても大変な状況に置かれていると思っております。それで、今回、総合事業を行うことによって、社会福祉協議会の仕事の量というのが非常に増えますけれども、その介護報酬の改定の影響がどのくらい出ているのかということをもっと説明をお願いしたいと思っております。

1、委員長（浜頭） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） 介護報酬の減額が平成27年度の制度改正で行われておりまして、それに伴いまして町内で事業展開しております社会福祉協議会の介護報酬は、約800万円ほどの減収になるというふうな形での報告を受けてございます。

以上です。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） 事業をしている人たちにとっても、いいサービスを提供しようと思ったときに、今までと同じことをしても、今お話あったように800万円も減収ということになると、大変なことだと思うのです。社会福祉協議会の努力だけで解決できるという範囲を超えていくのではないかなと思うのですよ。そういう中で、新たに事業が組み込まれていくわけですがけれども、財政的にどうなのかということが非常に心配になります。その辺の見通しについて説明をお願いしたいと思います。

1、委員長（浜頭） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） 今回の総合事業の移行につきましては、社会福祉協議会ははじめ地元の介護事業者のほうとの説明会というものを開催しておりまして、3月からの移行に当たっては、平成27年度の単価をそのまま据え置いた形で、今までどおりのサービスを展開していただきたいという形をお願いしてございます。今後、そういった部分についての収入をさらに増やしていただくための努力、介護を受けたい方も実際いらっしゃっておりますので、そういった形での受け入れの増加も含めながら社会福祉協議会と、今後、継続的に展開できるような形の見通しを立てながら、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） それと、新総合事業に移行しての具体的な中身なのですけれども、基本チェックリストということで、簡易な質問項目で、それに答えるだけでもいいと。要介護認定を省略して、サービスの割り振りが可能になるということも言われておりますけれども、以前にも私、一般質問でも取り上げまして、やはり介護を受けたいという相談があったときには、町民の話をよく聞いて、きちんと介護認定を省略しないで受けるべきではないかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

1、委員長（浜頭） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） 総合事業に3月からなるわけでございますけれども、基本的に新規でサービスの利用を希望される方、それから要介護、要支援の更新を迎えた要支援2の方については、そのまま要介護認定のほうに回させていただきます。それで、要介護の要支援1の方で予防介護、訪問介護のみを利用している更新を迎える方については、基本チェックリストの中で低下が見られるか、見られている方については要介護認定のほうに回します。そのままのサービスでいいということであれば、そのままのサービスが継続できる形での流れとなっておりますので、決してそういった部分に制限をかけるですとか、要介護認定の審査のほうに回さないというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） それと、もう一つは、多様なサービスということも言われておまして、専門的なサービスを受ける権利がきちんと保障されていくのかということも、非常に心配なところになります。厚労省の資料を見ますと、2025年度の専門的なサービスと多様なサービス、これはそれぞれ5割程度というふうに示されているのです。専門的なサービスを制限して、人件費の低い多様なサービスで給付費の大幅減を狙うと。そういうことが、厚労省の資料から透けて見えるわけですが、最初からそういうふうに組み込まれていると非常に心配になるのです。総合事業の先行して実施している自治体などでも、通所介護の卒業を言われたというような事例の報告もありますので、介護給付の抑制につながらないというふうに、そういう気持ちで取り組んでいってもらえるのかどうか、そこの説明をお願いします。

1、委員長（浜頭） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） 今回の総合サービス事業に移行した経過につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年度までに事業の安定的な運営を行う必要があるため、早期に取り組んだわけでございます。そして今、28年3月に取り組むことによって、10%の特例枠というものがやられるものですから、それでシミュレーションいたしますと向こう10年間は何とかその枠の中のサービス利用が可能だというようなシミュレーションに至ったわけでございます。新たなサービスの創出に当たりましては、多様なニーズに対応していくため、今現在、社会福祉協議会だけではやはり難しい部分もございますので、今後はそういった新しい事業者並びにボランティア等の方々のサービスも利用できるような形での、要するに受ける方がそのまま住みなれた地域で、自宅で過ごしてい

ただけるような形の体制も今後整備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） 2025年という、まさに私たちなのです。団塊の世代の人たちが後期高齢者になると、そういう時代が想定されるわけですが、元氣なときは本当にみんな一生懸命働いて、保険料もきちんと納めて、今は保険料、年金から天引きされますから、いやが応でもみんな天引きされているわけですよ。誰しも元氣で過ごしたいと願っているわけですが、年を重ねることによって大なり小なり病気ですとか体の不自由な、そういう状況も出てきたり、あるいは家族が減ってひとり暮らしになったりとか、さまざまな事情が出てくると思うのです。そういうときに、安心した暮らしを保障していくためにできたのが介護保険なのに、今、お話ありましたように事業の安定のためということで、さまざま最初に言っていた社会的に支えるのだというのが、支えなければならない人数が多くなるから給付のほうを抑えるのだというふうになってくると、これは話が違わないかなというのが非常にみんな疑問に思うところだと思うのです。

それで、事業実施するほうとしては、向こう10年間こういうふうにやっていけば大丈夫ですよということなのだと思うのですが、そのサービス内容が低下させられて、そしてこれで我慢しなさいというふうになるというのは、要するに介護給付が抑制されるということがあってはならないと思うのですよ。実際に、サービスを提供する方はそんな気持ちは持たないでこれまでもやってこられているし、これからもやっていこうと思っていると思うのですが、ただ、国が示してきているものが非常に厳しいものがあるように思うのです。ですから、数字の上では向こう10年間大丈夫ですよと言うのだけれども、その中身が今、課長おっしゃったように専門的な経験ですとか資格を持った方がサービスを提供するのではなくて、ボランティアの方だとか、隣近所で支え合いなさいとか、そういうふうに言われたときに果たして本当に安心した老後を送っていけるような環境と言えるかどうかというのは、非常に私は心配が残るのではないかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

1、委員長（浜頭） 菅原地域包括支援センター長。

1、地域包括支援センター長（菅原） 今までどおり介護の相談とかには丁寧に相談支援に対応させていただきまして、介護が必要な人にはきちんと適正な介護サービスを受けていただく。そして去年、平成26年度3月末現在、介護認定者は404人います。そのうち、年齢構成でいきますと75歳以上が89.6%を占めております。後期高齢ですね、75歳以上の広尾町の推計のピーク、75歳以上のピークは2030年とされておりますので約15年、その中で、今回委託料に上げさせていただきましたが、生活支援体制整備事業というのを28年から取り組みまして、その中で広尾町の地域の実態を把握し、資源の開発、そういうことを進めていきたいと、ネットワークの構築ですね、この3つを取り進めていきたいと思っております。なので、単にサービスの低下ということではなくて、地域でどう支えられるか。今まで65歳以上の高齢者を若者が支えるという視点だったと思いますが、元氣な65歳以上の方も支える側に立つというような地域づくりを進めていきたいと思っておりますので、サービスの低下ということは招かないような今後の取り組みを進めていきたいと考えています。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） サービスの低下は招かないように取り組んでいくということでしたので、ぜひそうあってほしいと私も切に思っています。そこで、その一方で医療介護総合法というものが国で決められまして、医療から介護へ、病床の削減、そして要支援を介護から外すですとか、高齢者、障がい者に対して在宅での暮らしを求めるという国の方向が示されているわけです。そういう中で、その一方で介護や医療の事業者には報酬が大幅に引き下げられるということで、給付の削減につながるのではないかと。ボランティアですとか民間事業所へのサービスの移行を進めようということも、国の姿勢として見られるわけですが、これから力を入れていこうとしている地域支援事業の給付総額、これも自治体の介護給付費の3%の上限ということも言われているわけですが、必要な地域の支援事業は国の予算できちんと見ると。そういうことをやっぱり地方からも声を上げてしっかりと財源確保してほしいということを言い続けていかなければならないのではないかと思います、その点についてはどうでしょうか。

1、委員長（浜頭） 野田副町長。

1、副町長（野田） 介護保険制度、平成12年からスタートして今日まで至っている中で、制度改正が見直し等も含めて行われている状況の中で、こういった広尾町、都市部から離れている中では、こういった事業をする、今現実に社会福祉協議会がその任を担っているところでございますけれども、常に町と社会福祉協議会が一体となって広尾町の高齢者、介護保険制度を安定的に運営していくために努力しなければならないというふうに思っております。今、担当のほうからそれぞれ説明を申し上げたとおり、サービスが低下しないような形、これはおのずと利用する立場からすればそういう声があるわけでございますので、これはサービスの低下を、落とさないような形で提供していくという、そういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

また、常日ごろ、この介護保険制度の国の負担20%という、プラス5%、25%というこういった国の負担を何とか被保険者あるいは若者の世代が、相互扶助という形の中でこの保険制度が成り立っているわけでございますけれども、給付総額が毎年伸びる中でやっぱり国の負担、これは応分の負担をお願いするという、そんなことは町村会を通じて全国から発信していくという、そんなことをしていかなければならないというふうに思っております。

また、新聞で見ますと社会保障の改革が新たに国で今検討されているという、そんなところ、情報的に言いますとさらに厳しい介護保険制度という、そんな中では保険者としては地域でサービスが低下できないように、また介護を受けないように予防介護を進めていくような、そんな施策を組みながら対応してまいりたいというふうに思っております。

1、委員長（浜頭） 旗手委員。

1、委員（旗手） 私たちも個人、一人一人が自分の健康を守って元気で長生きできるようにしていきたい。これはもう、みんながそう思っていることだと思うのです。ただ、国の施策でどんどん制度が変わりながら国の負担を軽くするということが前面に出てくると、保険者としての町が実施していく上でも本当にどちらを選ぶかということで選択が迫られる部分というのも出てくると思うのです。以前からも言われていましたように、国の負担分、介護保険になって軽くなっているわけ

ですから、あともう一押し、国がお金を出してほしいのだと。このままされていくと、サービスの低下をさせなければならなくなるということで、国に対して財源的なものでもきちんと求めていくという強い姿勢が必要ではないかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

1、委員長（浜頭） 野田副町長。

1、副町長（野田） 今、委員ご指摘のとおり国の負担、応分の負担を求めてという、そんなところを町村から国に対して強く、いろいろとある機会を通じながら発信していきたいというふうに思っています。

1、委員長（浜頭） いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号16、議案第43号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 特別養護老人ホームの待機者の関係なのですが、それぞれ在宅等を含めて老健施設あるいは介護施設等との待機場所ごとの待機者数、ご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 西協特別養護老人ホーム次長。

1、特別養護老人ホーム次長（西協） 特別養護老人ホームの待機者の関係でございます。

12月末時点の数字でございますけれども、待機者の総数50名であります。内訳でありますけれども、在宅でお待ちの方がうち12名、それから入院中ということですので、病院にてお待ちの方が14名、それから老人保健施設等でお待ちの方24名ということで、合計50名の方の待機者となっております。

以上です。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 待機者が50人ということでありまして、この間、待機中に亡くなられた方の人数、それから50名の待機者数の介護度別の内訳、これについてもあわせてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 西協特別養護老人ホーム次長。

1、特別養護老人ホーム次長（西協） ご質問の待機中にお亡くなりになられた方の数でございますけれども、12月末時点で14名の方がお亡くなりになっております。それと、待機者の方々の介護度別の人数でございますけれども、低いほうから申し上げまして、介護度1と2の方を合わせて申し上げますと、介護度1と2の方合わせて14名、介護度3の方は12名、介護度4の方15名、介護度5の方が9名ということで、合わせて50名の方となっております。

以上です。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 待機中に亡くなられた数については、年々増加傾向にあるのかなと思いますし、今、介護度別のご説明をいただきましたけれども、特に介護度4が15人、介護度5が9人ということですね。今までも、この待機者数の内容についてはお聞きしておりますけれども、とりわけ介護度4、5という部分については非常に今回に関しては大きな数字ではないかと思うのですけれども、もしお手元に例えば昨年3月末のいわゆる介護度4あるいは5の待機者の数を把握していれば、あわせてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 西協特別養護老人ホーム次長。

1、特別養護老人ホーム次長（西協） 昨年3月末の時点の介護度4の方、5の方の待機者の数を申し上げますと、介護度4の方が10名、介護度5の方が11名ということで合計21名の方々が4と5でお待ちになっております。

以上です。

1、委員長（浜頭） ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号17、議案第44号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、議案第45号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号19、議案第46号 平成28年度広尾町水道事業会計予算についてを審査します。

これより質疑に入ります。本予算に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 平成28年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 議案第37号 平成28年度広尾町一般会計予算について反対討論を行います。

地方における経済活動は、人口減少などによる購買力の低下など、いまだ低迷しているのが実態であります。

本町の町民所得階層別でも200万円以下は70.6%になっており、さらに200万円以下の年金収入階層は71.8%と増加傾向にあり、今後さらなるマクロ経済スライドによる年金の引き下げが予測されます。

加えて、年少扶養控除の廃止で子育て世代の負担増など、町民の生活はますます厳しくなっております。

町民の経済と生活を支え福祉の向上を図る地方公共団体として、平成25年度から実施してきた住宅リフォーム助成事業の継続で、循環型地域経済活性化を図るべきと思います。

また、特別養護老人ホームや養護老人ホームの待機者は109人と依然と高水準にあり、自宅や老人保健施設等で待機をしております。年々増加する待機者対策を早期に講ずるべきものと考えます。

全国で本町だけと言われる政治家記念館の自治体運営は、地方公共団体が本来やるべきではない業務であり、速やかに民間営を検討すべきであります。

また、自衛隊協力会の運営も会員の会費等で賄うべきものであります。

よって、本予算に反対をいたします。

1、委員長（浜頭） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山谷照夫委員。

1、委員（山谷） 私は、議案第37号 平成28年度広尾町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

平成28年度は、改選の年であることから、継続的事業を中心とした骨格予算編成となっておりますが、住民生活に直結する地方自治の運営はしっかりと進めていかなければなりません。

子育て支援及び高齢者支援対策、健康予防対策など、町民が安心して暮らすための予算をはじめ、環境保全、地域経済の安定、産業団体への支援などに配慮し、当面の諸課題に対応した予算編成であると理解するものであります。

よって、本予算案に賛成するものであります。

1、委員長（浜頭） これをもって討論を終了します。

これより議案第37号 平成28年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第38号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第39号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第40号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成28年度広尾町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 平成28年度広尾町介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第45号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成28年度広尾町水道事業会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第46号 平成28年度広尾町水道事業会計予算について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午前10時42分